

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

組合員資格調査へのご協力ありがとうございます

この度の組合員資格確認調査につきましては、ご多用中のところご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。9月末日現在で約90%の事業所様より調査書等のご提出をいただきました。

すでに組合までご連絡いただいた事業所様で、10月15日までのご提出が困難である場合、たびたび恐れ入りますが、その旨ご連絡いただければ幸いです。
ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

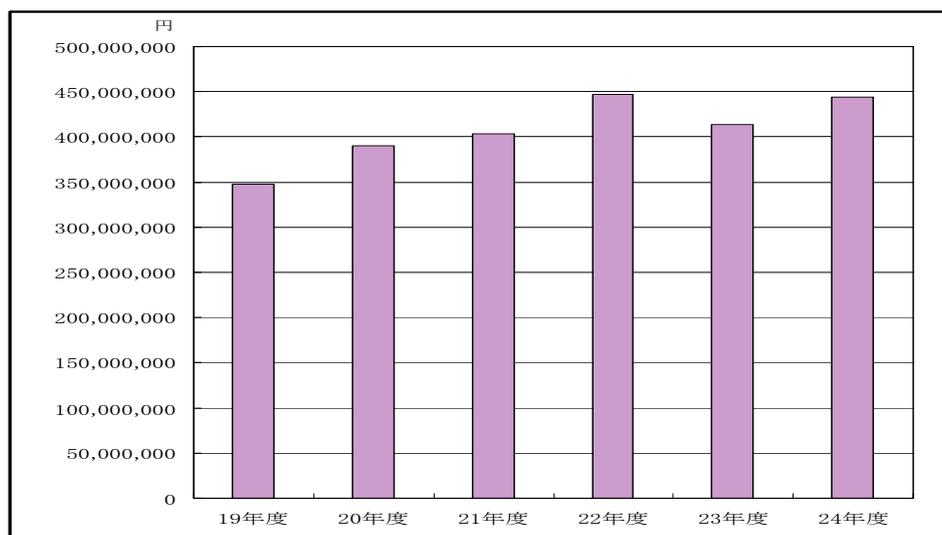
自宅住所を
変更された場合

自宅住所を変更された先生は、県歯会への届出が必要です。
詳しくは県歯会(TEL 096-343-8020)までお問合せください。

国保組合の財政状況

増加傾向の療養給付費！

歯科医師国保の療養給付※費は、年々増加傾向にあります。
平成21年度は約3億5千万円でしたが、平成24年度には約4億4千万円になっています。



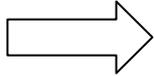
病気やケガを治療することは大変重要です。しかし、早期発見・早期治療に心がけて、重症化を招かないことが医療費の抑制につながります。医療費の節約のため、ちょっとした心がけをお願いします。

※療養の給付…医療機関等にかかった際に窓口負担分以外のお金を窓口で支払わなくても医療を受けられること

平成 25 年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

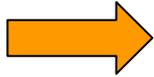
健診料金 1) 定期健診 9,500円 2) 特定健診 7,500円

甲種組合員
(先生)



自己負担はございません。※申請不要

乙種組合員
(従業員)



専用用紙にてご申請ください。
(補助金額1人6,000円)



甲種配偶者



健診料の一部を負担します。※申請不要
(負担金額5,000円)



専用用紙にてご申請ください。
(補助金額5,000円)



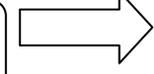
甲・乙種家族



健診料の一部を負担します。※申請不要
(負担金額5,000円)

※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

後期高齢組合員
(75歳以上の先生)



自己負担はございません。※申請不要

定期健診を受診で

追加項目受診
被保険者全員



領収書(写)を添付の上専用用紙にて申請
ください。(全項目半額補助)
※甲種組合員はペプシノゲンに限り申請必要
その他3項目の自己負担はございません。



健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため組合で5,000円を負担します。(申請不要)
後日県歯会より届く健診料の請求額は負担分5,000円を差し引いた金額になります。

補助申請は年度内をお願いします (H26.3.31まで)

医療機関の適正受診にご協力ください

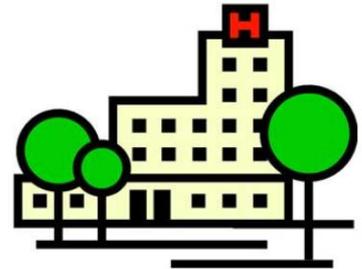
国民健康保険から支払われる医療費は、皆様からいただく保険料や国の補助金等で賄われています。医療費を有効に使うためにも、日頃から次のことにご留意ください。

1. かかりつけ医をもちましょう

病歴や体質などを把握してくれるので、効果的な治療を受けられます。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。

2. 休日や夜間の診療は控えましょう

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診しましょう。時間外の診察は加算料金が発生します。



3. 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増加するばかりではなく、何度も検査や処置・投薬などを行うので体にも負担がかかります。

4. 柔道整復師(整骨院・接骨院)での治療は制約があります

かかった際の国民健康保険扱いの下記条件等を正しくご理解いただき、皆様の健康維持のためにご活用ください。



保険が使える場合

業務上並びに通勤災害以外で発生した次の負傷に限ります。

1. 急性または亜急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷(肉離れなど)
2. 骨折、脱臼、不全骨折

※応急手当を除き医師の同意が必要です。なお、応急手当後の施術は医師の同意が必要です。



保険が使えない場合

1. 日常生活での単なる疲れ、肩こり、腰痛
2. 内科的原因による疾患
3. 外科・整形外科等で治療を受け、治療や投薬(内服薬・貼り薬・塗り薬など)を受けている場合
4. スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
5. 医師が治療すべき腰椎椎間板ヘルニア
6. 脳疾患後遺症などの慢性病
7. 症状の改善の見られない長期漫然とした施術
8. 神経性による筋肉の痛み(リウマチ・関節炎)
9. 数年前に治癒した箇所が自然に痛み出したもの等

交通事故は組合にご連絡ください

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者から支払ってもらって、ケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐには損害賠償をしてくれない等の場合には、国保で治療を受けることができます。しかし、国保からの給付はあくまで一時の立て替えとして治療費を出して、その後に加害者に請求しますので、国保を使う場合は必ず当組合へ届け出ることが必要です。

① **警察に届け出る**
「交通事故証明書」をもらってください



② **当組合に連絡する**
第三者行為の届出書類をお渡します

※届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては歯科医師国保が加害者に対して請求ができなくなります。示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

資格取得手続きには住民票の提出を

資格取得手続きについて、組合員の被保険者資格の厳格な適用を実施するため、組合員の資格取得に際しても住民票の添付を義務付け、規約第4条に定められた地区内に住所を有する者であることの確認をさせていただきます。

つきましては、資格取得の手続きをされる場合は、必ず住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)の提出をお願いいたします。(住民票の添付がない場合は、被保険者証を発行できません。)

◎資格取得の際に必要な書類

甲種組合員… 資格取得届、誓約書、**住民票**

乙種組合員… 資格取得届、誓約書、**住民票**

家 族… 資格取得届、世帯全員が記載された住民票

阿蘇ファームランドのお知らせ

阿蘇ファームランドからの特別優待料金のチラシを同封しております。是非ご覧下さい。

期間:2013年9月1日~2014年3月31日

